

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## 総合取引所

日本取引所は貴金属やゴム、農産物の取引を東京商品取引所から大阪取引所に移管し、株価指数先物から商品先物まで一体的に取引ができる日本初の総合取引所を発足。

## 今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

8/17(月) 先負	米民主党大会(～20日)
18(火) 仏滅	
19(水) 先勝	旧暦7月1日
20(木) 友引	ゴルフ全英女子オープン(～23日)
21(金) 先負	
22(土) 仏滅	
23(日) 大安	処暑

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
8/10(月) 山の日		
11(火)	22,750 △420	106.12 ▼0.53
12(水)	22,844 △94	106.78 ▼0.66
13(木)	23,250 △406	106.63 △0.15
14(金)	23,289 △39	106.75 ▼0.12

## 新型コロナ支援制度の申請期限を再確認

◎特別定額給付金……家計支援のため、給付対象者(本年4月27日時点で住民基本台帳に記録されている方)1人につき10万円を給付するものです(8月12日時点で約5736万件・12兆4400億円を給付)。申請は、各市区町村が決定した郵送申請方式の受付開始から3ヵ月以内となっており、多くの自治体で8月中に期限を迎えます。

◎税・社会保険料の猶予特例……売上が減少し、納付が困難である事業者に対し、無担保・延滞税なしで1年間、納付を猶予する特例です(国税については6月末までに約9万6千件・2618億円を猶予)。申請は原則、納期限までとなります(厚生年金保険料は指定期限まで)。

◎雇用調整助成金……新型コロナの影響により休業等を行い雇用を維持した場合に、休業手当等を助成するものです(8月14日時点で約69万9千件・8615億円を支給)。申請は、支給対象期間の最終日の翌日から2ヵ月以内ですが、判定基礎期間の初日が5月末までの場合は8月末までとなります。

◎持続化給付金……売上が一定以上減少した事業者に対し、法人は200万円、個人事業者は100万円を上限に給付するものです(8月14日時点で約295万件・3兆8千億円を支給)。申請は令和3年1月15日までとなります。

◎家賃支援給付金……売上が一定以上減少した事業者の地代・家賃の負担を軽減するため、法人は600万円、個人は300万円を上限に給付するものです。申請は、令和3年1月15日までとなります。なお、連続する3ヵ月の売上が前年同期比30%以上減少している場合の申請が今月14日に開始されました。

■この記事の詳細は、情報BOX201530

## 令和2年分からの年末調整手続の電子化

令和2年分の年末調整から、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る控除証明書等について、電子データにより提出できるようになるなど手続の電子化に向けた施策が実施されます。

これは、従業員が保険会社等から電子データで取得した控除証明書等により年末調整申告書データを作成した上で、勤務先が従業員から提供を受けたデータを利用して年税額等の計算を行うことができるようにするものです。

なお、従業員から電子データにより提供を受けるためには、あらかじめ所轄税務署長に承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。

## 新型コロナ特別貸付等の利子補給制度の申請

日本公庫等による「新型コロナウイルス感染症特別貸付」や「新型コロナウイルス対策マル経融資」など借入を行った事業者のうち、一定の要件を満たす場合は貸付を受けた日から最長3年間にわたる利子相当額を一括で助成する特別利子補給制度の対象となり、実質的な無利子化を受けることができます。

この特別利子補給制度の申請書は、今月下旬以降、順次、貸付を行った金融機関等から交付・郵送が行われます。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

- ①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
- ②記事下のBOX番号を入力し#。
- ③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 新型コロナに伴う主な支援制度の申請期限と実施状況

## ◆特別定額給付金

緊急経済対策の一環として、基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている方を対象に、1人当たり10万円を給付します。受給権者は、対象者の属する世帯の世帯主となります。

## ◎申請期限

各市区町村が設定した郵送申請方式の受付開始日から3ヵ月以内となります。

## ◎実施状況

令和2年8月12日時点で、約5,736万件・約12兆4,400億円を支給。

## ◆税・社会保険料の特例猶予

令和2年2月以降の任意の期間（1ヵ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期比概ね20%以上減少しており、一時に納付することが困難である事業者は、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する税（国税・地方税）や社会保険料（厚生年金保険料や労働保険料等）を対象に、無担保・延滞税なしで1年間、猶予します。

## ◎申請期限

原則として納期限までに申請する必要があります（厚生年金保険料等は指定期限※まで）。ただし、やむを得ない理由があり期限内に申請が行えなかったと認められる場合には、申請が受けられません。

※指定期限は保険料等の納期限からおおよそ25日後となります。

## ◎実施状況

国税に関する適用状況（令和2年4月30日から6月30日適用分）は、9万5,903件・2,617億7,700万円を猶予。

## ◆雇用調整助成金の特例

新型コロナウイルスの影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、従業員の雇用維持を図るために労使間の協定に基づき、休業等を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するもので、緊急対応期間（令和2年4月～9月）における助成率は中小企業4/5、大企業2/3（解雇等を行わない場合は中小企業10/10、大企業3/4）、助成額の上限は1人1日当たり15,000円となります。

## ◎申請期限

申請期限は「支給対象期間」の最終日の翌日から起算して2ヵ月以内となります。ただし、判定基礎期間の初日が1月24日～5月31日までの申請期限は、特例により令和2年8月31日までとなります。

## ◎実施状況

令和2年8月14日時点で、69万6,125件・8,615億円を支給。

## ◆持続化給付金

新型コロナウイルスにより、特に大きな影響を受けた事業者の事業継続を下支えするため、資本金10億円未満の中堅・中小法人や、個人事業者（フリーランスを含む）で、令和2年1月～12月までの間に事業収入（売上）が前年同月比50%以上減少している月がある場合に、法人は最大200万円、個人事業者は最大100万円（昨年1年間の売上からの減少分が上限）を給付します。

## ◎申請期限

令和3年1月15日までとなります。

## ◎実施状況

令和2年8月14日時点で、約295万件・約3兆8,000億円を支給。

## ◆家賃支援給付金

新型コロナウイルスの影響により、売上が減少した事業者の地代・家賃の負担を軽減するため、資本金10億円未満の中堅・中小法人や、個人事業者（フリーランスを含む）で、令和2年5月～12月までの売上について、いずれか1ヵ月が前年同月比50%以上減少、又は連続する3ヵ月の合計が前年同期比30%以上減少している場合、法人は最大600万円、個人は最大300万円（申請前1ヵ月以内の支払賃料を基に算定した額の6倍）を給付します。

## ◎申請期限

令和3年1月15日までとなります。なお、申請は期限までの間いつでもできますが、給付額は申請時の直近1ヵ月における支払賃料に基づき算定されます。